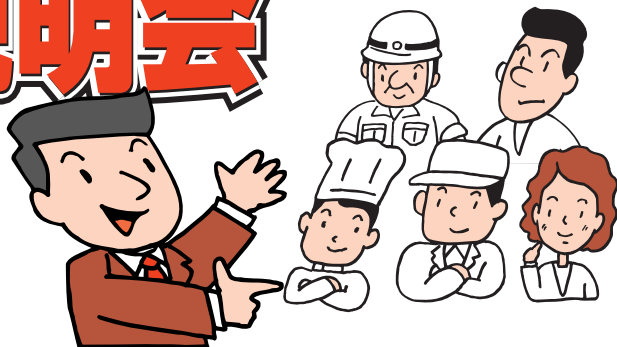


中小企業等 金融円滑化法 説明会



昨年12月4日、中小企業等金融円滑化法が施行され、金融機関に対して中小企業者から貸付条件の変更申請や新規融資の申込があった場合、顧客の実態を十分把握した上で適切に対応措置をとる努力義務が課されることとなりました。また、中小企業等金融円滑化法の実効性を確保するため、金融検査マニュアル・監督指針が改定されました。

つきましては、中小企業者の皆様の資金繰りに関係の深い本法についての説明会を開催致します。是非この機会に受講くださいますようお願い申し上げます。

■日時 平成22年3月16日(火) 13:30~14:30

■場所 鹿児島商工会議所14階会議室

- 内容：中小企業等金融円滑化法の概要について
- 講師：財務省九州財務局鹿児島財務事務所 理財課長 小倉 哉也 氏
- 定員：60名(定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 受講料：無料

申込先

鹿児島商工会議所 中小企業振興部 経営支援二課

〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38

TEL:099-225-9533 FAX:099-227-1977

E-mail:shien2@space.ocn.ne.jp

※下記申込書に必要事項を記入の上、3月15日(月)までにFAX・電話・メールにてお申し込みください。

鹿児島商工会議所 行

FAX 099-227-1977

3/16 中小企業等金融円滑化法説明会 受講申込書

平成22年 月 日

事業所名	
所在地	〒 - (TEL) (FAX)
参加者名	
参加者名	
参加者名	